

おくやみパンフレット

～ご家族が亡くなられた後に必要な手続きのご案内～

令和4年4月

新潟市中央区役所



チェックシート

故人またはご家族の状況等について、該当する項目・頁をご確認ください。

故人またはご家族の状況、手続きなど	該当項目	頁
世帯主が亡くなられた場合	1	3
印鑑登録をされていた方	2	3
マイナンバーカード・通知カードをお持ちの方	3,4	3
国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されていた方	5,6	4
国民年金を受給されていた方・加入されていた方	7	5
介護保険に加入されていた方	8	5
児童手当を受給されていた方	9,10	6
こども医療費の助成を受けていた方	11,12	7
ひとり親家庭の方・ひとり親家庭となられた方	13~15	8
小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていた	16,17	9
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	18	10
特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方	19	10
市税の納付について	20	11
個人市民税・県民税を納めていた方	20~22	11,12
軽自動車税（種別割）の納税義務者	20,23	11,13
原動機付自転車（原付）・軽自動車等の名義変更・廃車	24~27	14,15
固定資産税（土地・家屋）の納税義務者	20,28	11,15
土地・家屋の名義変更	29,30	16
事業用償却資産をお持ちの方	31	16
市営住宅に入居されていた方	32	17
上・下水道に関する手続き	33~36	17,18
農地を相続などで取得した場合	37	18
本人確認書類・委任状		19,20
法定相続情報証明制度（法務局）		21
その他の手続き		22

死亡届に伴う区役所等の窓口での主な手続き

ご家族がお亡くなりになったときの区役所等での主な手続きのご案内です。来庁される方は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をご持参ください。（19ページ参照）

掲載した手続き以外にも死亡届に伴い手続きが発生する場合があります。

※このパンフレットは、中央区役所での担当窓口となります。

亡くなられた方の住所地が他区の場合など、

他区役所では担当窓口・電話番号等が異なりますので、ご注意ください。

※他市町村の場合は、直接該当の市町村へお問い合わせください。

区役所等での手続きに必要な主な持ち物

- ・故人の状況、手続きの内容により、必要なものが異なります。
- ・各手続きに必要なもの、詳細等については、担当窓口にお問い合わせください。

■ 窓口に来られる方のもの

- 窓口に来られる方の印鑑（朱肉を使うもの）
- 窓口に来られる方の本人確認書類（19ページ参照）
- 委任状（20ページ参照）

※委任状についての注意事項を必ずご確認ください。

※委任状が必要となる例

- ・戸籍謄本を故人の直系親族以外の方が請求するとき。（委任者 直系親族の方）
- ・世帯主変更の届出を同一世帯員以外の方がするとき。（委任者 同一世帯員の方）

- その他必要なものは、各項目の「必要なもの」でご確認ください。

■ 故人のもの（あるものをお持ちください）

- 国民健康保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- その他役所から交付された受給者証など

1 世帯主が亡くなられた場合（世帯主変更）

- ・世帯主が亡くなられたことで、世帯員が一人になった場合は、その方が新しい世帯主になりますので、手続きは必要ありません。
- ・世帯主が亡くなられた後の世帯員が二人以上いらっしゃる場合は、「世帯主変更」の手続きが必要です。後日、死亡届を提出された区役所から、「世帯主変更に関するお知らせ」をお送りしますので、そこに記載されている『手続き方法』にしたがって手続きを行ってください。

必要なもの

- ・届出される方の本人確認書類

担当窓口

窓口サービス課 届出申請チーム
2階 10番窓口
電話：025-223-7126

2 印鑑登録をされていた方

- ・死亡届により廃止されます。手続きは不要です。

担当窓口

窓口サービス課 証明チーム
2階 8番窓口
電話：025-223-7106

3 マイナンバーカードをお持ちの方

4 マイナンバー通知カードをお持ちの方

- ・手続きは不要です。

担当窓口

中央区窓口サービス課 証明チーム
2階 3番窓口
電話：025-223-7119

5 国民健康保険に加入されていた方

- ・亡くなられた方の保険証を担当窓口までお返しく下さい。
- ・申請により、葬祭費として5万円が葬儀執行者（喪主）に支給されます。

必要なもの

- (1) 申請者が葬儀執行者（喪主）であることを確認できる書類（領収書・案内文書など）
 - (2) 振込先口座のわかるもの
- ※申請者（喪主）以外の口座を希望する場合は申請者（喪主）と口座名義人の印鑑も必要
※代理の方が申請する場合は、窓口に来られる方の本人確認書類

担当窓口

中央区窓口サービス課 給付係
4階 33番窓口
電話：025-223-7149

6 後期高齢者医療制度に加入されていた方

- ・亡くなられた方の保険証を担当窓口までお返しく下さい。
- ・申請により、葬祭費として5万円が葬儀執行者（喪主）に支給されます。

必要なもの

- (1) 申請者が葬儀執行者（喪主）であることを確認できる書類（領収書・案内文書など）
 - (2) 振込先口座のわかるもの
 - (3) 申請者（喪主）の印鑑
- ※申請者（喪主）以外の口座を希望する場合は口座名義人の印鑑も必要
※代理の方が申請する場合は、窓口に来られる方の本人確認書類

担当窓口

中央区窓口サービス課 給付係
4階 33番窓口
電話：025-223-7149

7 国民年金を受給されていた方・加入されていた方

- ・未支給分の年金の請求、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金などの手続きが必要な場合があります。
- ・詳細は、亡くなられた方の基礎年金番号または、マイナンバーをご用意のうえ「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。なお、共済組合加入者は各共済組合にお問い合わせください。

お問い合わせ先

日本年金機構ねんきんダイヤル

電話：0570-05-1165

(050で始まる電話でおかけになる場合は、電話：
03-6700-1165)

8 介護保険に加入されていた方

- ・お時間ができましたら、亡くなられた方の介護保険証を担当窓口までお返しく下さい。
- ・ご返却は、亡くなられた方のケアマネジャーにお渡しいただくこともできます。
- ・なお、介護保険証は、相続や税の申告等の手続きに使用できる場合がありますので、お手元にコピーを保管ください。

必要なもの

- ・介護保険証(緑色)
- 以下の証書は、お持ちの方のみお返しく下さい。
- ・介護保険負担割合証（紫色）
 - ・介護保険負担限度額認定証（ピンク色）
 - ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（黄色）

担当窓口

中央区健康福祉課 高齢介護担当

3階 22番窓口

電話：025-223-7216

9 「児童手当を受給されていた方」で受給者（親等）が亡くなられた場合

- ・ 亡くなられた日の翌日から15日以内に、受給者変更の手続きが必要です。また、未支払の手当をお子さんの口座に振り込むための手続きが必要です。
- ・ 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

必要なもの

- ・ 受給者変更
 - (1) 申請者の口座情報がわかるもの
 - (2) 保険証のコピー
- ・ 未支払分の手当の手続き
 - (1) お子さん名義の口座情報がわかるもの

担当窓口

中央区健康福祉課 児童福祉担当
3階 25番窓口
電話：025-223-7230

10 「児童手当を受給されていた方」でお子さんが亡くなられた場合

- ・ 死亡届により廃止されます。手続きは不要です。

担当窓口

中央区健康福祉課 児童福祉担当
3階 25番窓口
電話：025-223-7230

11 「こども医療費の助成を受けていた方」で受給者（親等）が亡くなられた場合

- ・受給者変更の手続きが必要です。
- ・詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口

中央区健康福祉課 児童福祉担当
3階 25番窓口
電話：025-223-7230

12 「こども医療費の助成を受けていた方」でお子さんが亡くなられた場合

- ・お時間ができましたら、こども医療費受給者証を担当窓口までお返しく
ださい。

必要なもの

お子さんのこども医療費受給者証

担当窓口

中央区健康福祉課 児童福祉担当
3階 25番窓口
電話：025-223-7230

13 「ひとり親家庭の方」で受給者（親等）が亡くなられた場合

14 「ひとり親家庭の方」でお子さんが亡くなられた場合

- ・ 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等、各種制度をご利用の場合は資格喪失等の手続きが必要です。
- ・ 利用されていた各種制度により手続きが変わりますので、担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口

中央区健康福祉課 児童福祉担当
3階 25番窓口
電話：025-223-7230

15 ひとり親家庭となられた方

- ・ 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等、各種制度の新規申請手続きが必要です。
- ・ ご家庭状況により利用できる制度が違いますので、担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口

中央区健康福祉課 児童福祉担当
3階 25番窓口
電話：025-223-7230

16 「小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていた方」で申請者（親等）が亡くなられた場合

- ・申請者の変更手続きが必要です。
- ・詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口

中央区健康福祉課 健康増進係
3階 21番窓口
電話：025-223-7237

17 「小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていた方」でお子さんが亡くなられた場合

- ・喪失の手続きが必要です。
- ・詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

必要なもの

- ・お子さんの小児慢性特定疾病医療受給者証・印鑑

担当窓口

中央区健康福祉課 健康増進係
3階 21番窓口
電話：025-223-7237

18 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

- ・各種手帳の返還手続きが必要です。
- ・各種手当を受給されていた方は、資格喪失の手続きが必要です。
また、同居遺族による未払分の請求手続きが必要な場合があります。
- ・心身障がい者自動車燃料費助成制度を利用されていた方は、未請求分がありましたら清算の手続きをしてください。
- ・重度障がい者医療費助成受給者証、自立支援医療受給者証、福祉タクシー利用助成券、紙おむつ引換券などは担当窓口までお返しくください。
- ・その他、利用されていた各種制度に関して喪失の手続きが必要な場合があります。
- ・詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口

中央区健康福祉課 障がい福祉係
3階 23番窓口
電話：025-223-7207

19 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方

- ・お時間ができましたら、亡くなられた方の受給者証を担当窓口までお返しくください。

必要なもの

- ・受給者証

担当窓口

中央区健康福祉課 健康増進係
3階 21番窓口
電話：025-223-7246

20 【個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の共通事項】市税の納付について

- ・亡くなられた方の納税義務は、相続人に承継されます。お手元の納付書、または必要に応じて後日相続人宛てにお送りします納付書にて、納付を継続してください。
- ・市税の納付方法が口座振替の場合は、相続人宛てに納期末到来分の納付書を郵送いたします。納税課までお問い合わせください。
- ・相続人の口座からの口座振替を希望される場合は、納税課までご相談ください。

必要なもの

- ・亡くなられた方の納税通知書

担当窓口

納税課 収納係（ルフル3階）
電話：025-226-2294

21 個人市・県民税を普通徴収（納付書払い）または特別徴収（年金天引き）で納めていた方が亡くなられた場合

- ・亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。お手元の納付書にて納付してください。納付書が届いているか不明な場合は、市民税課までお問い合わせください。

＜個人市・県民税の課税について＞

- ・毎年1月1日現在、新潟市に居住している方に対して、前年中の所得に基づき課税されます。
- ・1月1日以前に亡くなられた場合、翌年度分は課税されません。
- ・1月2日以降に亡くなられた場合、翌年度分までは課税され、納税義務は相続人に承継されます。

担当窓口

市民税課 市民税第1係（ルフル3階）
電話：025-226-2245

22 個人市・県民税を特別徴収（給与天引き）で納めていた方が亡くなられた場合

・亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。必要に応じて市民税課より後日送付する納付書にて納付してください。

<個人市・県民税の課税について>

・亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。お手元の納付書にて納付してください。納付書が届いているか不明な場合は、市民税課までお問い合わせください。

<個人市・県民税の課税について>

・毎年1月1日現在、新潟市に居住している方に対して、前年中の所得に基づき課税されます。

・1月1日以前に亡くなられた場合、翌年度分は課税されません。

・1月2日以降に亡くなられた場合、翌年度分も課税され、納税義務は相続人に承継されます。

担当窓口

市民税課 特別徴収係（ルフル3階）

電話：025-226-2253

23 軽自動車税（種別割）の納税義務者が亡くなった場合

- ・亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。
- ・市民税課が送付する「相続人代表者指定届」をご提出ください。
（亡くなられた方が登録されていた車両の軽自動車税（種別割）に関する書類を受領していただける方の確認を行っています。）
- ・「相続人代表者指定届」の受け取り前でも手続きできます。亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本等をお持ちのうえ、市民税課または各区役所(中央区除く)にお越してください。

<軽自動車税（種別割）の課税について>

- ・毎年4月1日現在、新潟市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方が納税義務者になります。

必要なもの

- ・相続人代表者指定届

担当窓口

市民税課 法人・諸税係（ルフル3階）
電話：025-226-2251

24 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車の名義変更・廃車

上記の手続き項目「軽自動車税（種別割）の納税義務者が亡くなった場合」において、相続人代表となった方が、届け出てください。

必要なもの

- ・本人確認書類
- ・標識交付証明書
- ・ナンバープレート（廃車の場合）

担当窓口

市民税課 法人・諸税係（ルフル3階）
電話：025-226-2251

25 二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）の名義変更・廃車

26 二輪の小型自動車（250cc超）の名義変更・廃車

手続きについては、北陸信越運輸局 新潟運輸支局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

北陸信越運輸局 新潟運輸支局
電話：050-5540-2040
所在地：新潟市中央区東出来島14番26号

27 四輪・三輪の軽自動車の名義変更・廃車

手続きについては、軽自動車検査協会 新潟主管事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

軽自動車検査協会 新潟主管事務所

電話：050-3816-1850

所在地：新潟市東区紫竹卸新町1927番地12

28 固定資産税（土地・家屋）の納税義務者が亡くなられた場合

- ・亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。
- ・相続登記等の手続きの完了・未完了にかかわらず、相続の権利と義務は発生しています。
- ・固定資産の現所有者の申告が必要です。相続人の代表者となる方は、資産税課が死亡届出人等に送付する「固定資産現所有者申告書」をご提出ください。
- ・亡くなられた方が市外在住の場合は、死亡情報が把握できない場合がありますので、お問い合わせください。

<固定資産税の課税について>

・毎年1月1日現在、新潟市内に固定資産（土地・家屋）を所有している方が納税義務者になります。

納税義務者が亡くなられても、固定資産が存在する限り課税されます。現に所有しているものとして、相続人の方が納税義務を担うことになります。

必要なもの

固定資産現所有者申告書 ほか
詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口

資産税課 管理係（ルフル3階）

電話：025-226-2266

29 登記済の土地・家屋の名義変更

- ・所有権移転登記（相続登記）の手続きが必要です。
- ・詳しくは対象地域の法務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

新潟地方法務局

電話：025-226-0951

所在地：新潟市中央区西大畑町5191番地

30 未登記の家屋の名義変更

- ・「未登記家屋所有者変更届」をご提出ください。

必要なもの

- ・未登記家屋所有者変更届（ほか）
- 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口

資産税課 家屋第1・2係（ルフル3階）

電話：025-226-2273

電話：025-226-2280

31 事業用償却資産をお持ちの方が亡くなられた場合

- ・亡くなられた方のお名前で12月に資産税課が「償却資産申告書」をお送りします。
- ・事業及び資産を引き継がれる方がいる場合、事業を廃止された場合（事業継承者なし）、いずれの場合も申告書を提出してください。

担当窓口

資産税課 償却資産係（ルフル3階）

電話：025-226-2277

32 市営住宅に入居されていた方が亡くなられた場合

- ・「市営住宅入居家族異動届」等の提出が必要です。
- ・詳しくは、担当のサービスセンターにお問い合わせください。

お問い合わせ先

白山サービスセンター
電話：025-234-5252
(中央区の市営住宅の担当サービスセンター)

33 下水道事業受益者負担金（分担金）を納めていた方

- ・受益者（納付者）の変更手続きが必要です。お持ちの土地を担当する下水道事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東部地域下水道事務所業務係（中部下水処理場内）
電話：025-281-9560

34 水道の使用名義の方が亡くなられたが引き続き水道を使用する場合

- ・使用者名義の変更手続きが必要です。
- ・「新潟市水道局お客さまコールセンター」にご連絡ください。

担当窓口

新潟市水道局お客さまコールセンター
電話：0120-411-002

35 水道の使用名義の方が亡くなられて今後水道を使用しない場合

- ・水道の使用中止の手続きが必要です。
- ・「新潟市水道局お客さまコールセンター」にご連絡ください。

担当窓口

新潟市水道局お客さまコールセンター
電話：0120-411-002

36 水道料金を口座振替されていた方が亡くなられた場合

- ・今後の支払い方法の確認が必要です。
- ・「新潟市水道局お客さまコールセンター」にご連絡ください。

担当窓口

新潟市水道局お客さまコールセンター
電話：0120-411-002

37 農地を相続などで取得した場合

- ・相続等によって農地の権利を取得した方は、権利を取得したことを知った日から10か月以内に農業委員会へ届出書の提出が必要です。所管の農業委員会にお問い合わせください。

必要なもの

農地法第3条の3の規定による届出書

担当窓口

農業委員会事務局
電話：025-382-4974

記載例

裏面の注意事項もあわせてご確認ください。

委任状

委任状を書いた日

(代理人)

令和 年 月 日

住所 新潟市東区下木戸1丁目4番1号

氏名 新潟 太郎

生年月日 明・大・昭平 3年 1月 1日

代理人(窓口に行く人)の住所・氏名・生年月日を、委任者(頼んだ人)が書いてください。

私は上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

(必要な番号を○で囲み、該当する欄を選択してください。)

① 次の者の住民票(除票)を請求及び受領すること

私 私の同一世帯員

② 次の者の戸籍(除籍・原戸籍)を請求及び受領すること
「○」や「✓」を入れてください。

【ご注意】

戸籍・戸籍の附票を請求する場合は、本籍・筆頭者を正確に記入しなければなりません。「委任者」は「代理人」に確実に伝えてください。

⑤ 住民異動(引越し)の届出に関すること

⑥ (委任者) 委任者欄は、委任者(頼んだ人)本人が記入してください。委任者の印鑑(認印可)も、委任者本人が押してください。ただし、委任者が氏名を手書きした場合、印鑑は不要です。

住所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

氏名 柳都 一郎

柳都

生年月日 明・大・昭平 2年 2月 2日

電話 025-223-1000

※この委任状は、委任者本人が自署するか、自署できない場合は、記名・押印(法人の場合は代表者印)してください。

委任状

(代理人)

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

生年月日 明・大・昭平 年 月 日

私は上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

(必要な番号を○で囲み、該当する欄を選択してください。)

1 次の者の住民票(除票)を請求及び受領すること

私 私の同一世帯員

2 次の者の戸籍(除籍・原戸籍)を請求及び受領すること

私 私の配偶者・子・孫・父母・祖父母・同籍者

3 次の者の戸籍の附票を請求及び受領すること

私 私の配偶者・子・孫・父母・祖父母・同籍者

4 住民票記載事項証明を請求及び受領すること

5 住民異動(引越し)の届出に関すること

6 ()を請求及び受領すること

(委任者)

住所 _____

氏名 _____ (印)

生年月日 明・大・昭平 年 月 日

電話 _____

法定相続情報証明制度（法務局からのお知らせ）

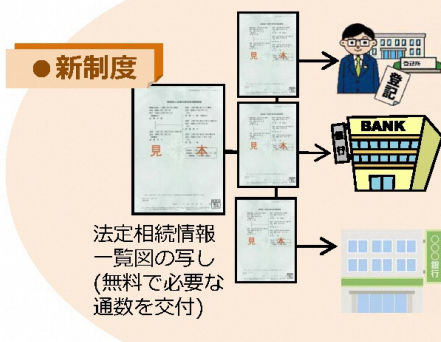
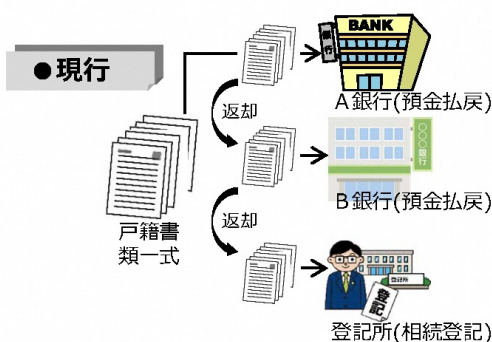
あなたの相続手続きを応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

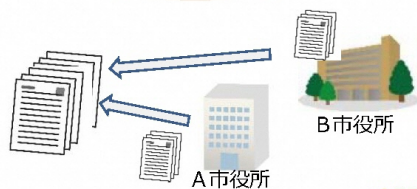
※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント!

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認，法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付，戸除籍謄本等の返却



③ 利用

- ③ 各種相続手続きへお使いください。（戸籍の束の代わりに各種手続きにおいて提出することが可能に）

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

※2 弁護士，司法書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士，行政書士

その他の手続き

手続きの種類	お問い合わせ先	電話番号
<input type="checkbox"/> 預貯金	預け入れ金融機関	－
<input type="checkbox"/> 株式	証券会社等	－
<input type="checkbox"/> 国債	償還金支払場所または証券 保管証書に記載の郵便局	－
<input type="checkbox"/> 保険金の請求	各加入保険会社	－
<input type="checkbox"/> 固定電話	各契約会社	－
	NTT東日本	116 (局番なし)
<input type="checkbox"/> 携帯電話	各契約会社	－
<input type="checkbox"/> インターネット	各契約会社	－
<input type="checkbox"/> 電気	各契約会社	－
	東北電力お客様センター	0570-550-220
<input type="checkbox"/> ガス	各契約会社	－
	北陸ガス新潟支社	025-228-2131
<input type="checkbox"/> NHK受信料	フリーダイヤル	0120-151-515
	有料ダイヤル(フリーダイ ヤルが繋がらない場合)	050-3786-5003
<input type="checkbox"/> ケーブルテレビ	各契約会社	－
<input type="checkbox"/> クレジットカード	各契約会社	－
<input type="checkbox"/> お墓などの手続	ご利用のお墓等の管理事務 所(市営霊園、寺院、宗教 法人等)	－
相続に関する法律相談	新潟県弁護士会 (有料面談相談※予約制)	(予約受付) 025-222-5533
不動産の相続に関する登記相談	新潟県司法書士会	025-244-5121
相続同意書・遺産分割協議書の 作成手伝い等	新潟県行政書士会	025-255-5225

※本パンフレットに記載しているお問い合わせ先および電話番号は令和4年3月現在のものです

各区役所の問い合わせ先

区役所名	代表電話番号	担当課	問い合わせ窓口
北区役所	025-387-1000	区民生活課	区民窓口係、給付係、税保険料係
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護係、児童福祉係、健康増進係
東区役所	025-272-1000	区民生活課	区民窓口係、給付係
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護担当、児童福祉担当、健康増進係
中央区役所	025-223-1000	窓口サービス課	証明チーム、届出・申請チーム、給付係
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護担当、児童福祉係、健康増進係
江南区役所	025-383-1000	区民生活課	区民窓口係、給付係、税保険料係
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護担当、児童福祉係、健康増進係
秋葉区役所	0250-23-1000	区民生活課	区民窓口係、給付係、税保険料係
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護担当、児童福祉係、健康増進係
南区役所	025-373-1000	区民生活課	区民窓口担当、給付担当、税保険料担当
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護担当、児童福祉係、健康増進係
西区役所	025-268-1000	区民生活課	区民窓口係、給付係
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護係、児童福祉係、健康増進係
西蒲区役所	0256-73-1000	区民生活課	区民窓口係、給付係、税保険料係
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護係、児童福祉係、健康増進係

おくやみパンフレット

令和4年4月発行

新潟市中央区役所（窓口サービス課・健康福祉課）

〒951-8553 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21内

TEL025-223-1000（代表）